2　網目の制限
さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。
3　区域の操業制限
次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあって、下欄に掲げる制限を設ける。

区域	期間	制限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで（ただし、さわら流網漁業は六月五日から七月十一日まで）	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		はなつぎ網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十トン以下とする
		さわら船曳網漁業におけるさわらの年間漁獲量を二トン以下とする
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

4　指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。

附　則

この委員会指示は、平成二十三年四月一日から施行する。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、燧灘におけるかたくちいわしを採捕目的とした瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業について、次のとおり指示する。

平成二十三年三月十日　　瀬戸内海広域漁業調整委員会会長　前田　健二

1　定義
この指示において「燧灘」とは、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域をいう。
一　次のAからHまでの点を順次結んだ線
A　広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点
B　広島県福山市箕沖町箕島地区工業団地北東角から護岸沿う北西く四百二十メートルの点と岡山県笠岡市神島御崎を結んだ線（以下「b線」という。）と、Aの点と広島県福山市走島町走島くぼみを結んだ線との交点
C　b線と、Aの点とDの点を結んだ線との交点
D　岡山県笠岡市梶子島西端
E　Dの点と岡山県笠岡市小飛島西端を結んだ線と、広島県福山市走島町宇治島東端と岡山県笠岡市北木島西北端を結んだ線（以下「c線」という。）との交点
F　Gの点と広島県福山市走島町袴島東端を結んだ線と、c線との交点
G　岡山県笠岡市六島東端
H　香川県三豊市詫間町三崎突端
二　広島県福山市狐崎と同市田島箱崎漁港箱崎地区南防波堤基部を結んだ線
三　広島県福山市田島南端と愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端を結んだ線
四　愛媛県越智郡上島町弓削島里ノ鼻突端と同町岩城島城ノ鼻突端を結んだ線
五　愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻突端と広島県尾道市生口島五本松埼突端を結んだ線
六　広島県尾道市瀬戸田町垂水と同町荻との最大高潮時海岸線における境界点と愛媛県今治市大三島多々羅岬突端を結んだ線
七　愛媛県今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における境界点のうち最も南部に位置する点と同市大島竹ヶ鼻突端を結んだ線
八　愛媛県今治市大島長瀬ノ鼻突端と同市今治港東防波堤灯台中心点を結んだ線

2　操業の制限
次の表の上欄に掲げる漁業を営む者は、同表下欄に掲げる期間、かたくちいわしの採捕を目的とした操業を禁止する。

漁業種類	期間
瀬戸内海機船船びき網漁業	五月十五日から六月九日まで 十二月一日から三月三十一日まで （瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が別に定めた場合は、その期間）
機船船びき網漁業	四月一日から五月三十一日まで 十一月二十一日から三月三十一日まで

3　指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。

附　則

この委員会指示は、平成二十三年四月一日から施行する。

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、スカンジナビア航空から、スカンジナビア航空労働組合の賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成23年4月16日以降、同組合の組合員が従事する全職場（千葉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成23年4月14日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、スカンジナビア航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成23年4月16日以降、同組合の組合員が従事するスカンジナビア航空の全職場（千葉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成23年4月14日

厚生労働大臣　細川　律夫

国家試験

東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成23年度外務省専門職員採用試験の受験手続に関する特例の公告

人事院規則8―18第17条及び第19条の規定に基づき、平成23年度外務省専門職員採用試験の受験手続の特例について次のように告知する。

平成23年4月14日

外務省人事課長　下川眞樹太

1　受験手続の特例を実施する試験の名称　平成23年度外務省専門職員採用試験

2　受験手続の特例の対象者　東日本大震災の被災地域等の受験希望者で、平成23年4月1日付け「平成23年度外務省専門職員採用試験公告」（以下「公告」という）11.に定めるところによる申込みに特段の支障が生じている者。